2. 提出書類(経営規模等評価申請用)

ここでは国土交通大臣許可業者に係る「経営規模等評価」申請に係る提出書類について説明します。 提出書類は、申請書等、添付書類及び確認書類に大別されます。このうち申請書と添付書類については建設業法施行規則等 において様式が規定されていますが、確認書類については、国土交通大臣又は都道府県知事がそれぞれ審査に必要な書類を 公示しています。

1)	申請書等	
1	経営規模等評価申請書・総合評定値請求書 建設業法施行規則 別記模式第25号の14(20001帳票)	記入例 P7・8
2	工事種類別完成工事高/工事種類別元請完成工事高 建設業法施行規則 別記模式第25号の14 別紙1(20002帳票)	記入例 P9・10
2-2	工事種類別完成工事高付表 国総建第269号(H20.1.31) 経営事項審査の事務取扱いについて(通知) 別記様 ※ 業種間積み上げを利用し申出する者のみ提出	記入例 P11下部
3	その他の審査項目(社会性等) _{建設業法施行規則} 別記模式第25号の14 別紙3(20004帳票)	記入例 P12
4	技術職員名簿 建設業法施行規則 別記模式第25号の14 別紙2(20005帳票)	記入例 P13~15
6	経営状況分析結果通知書 (原本) ^{建設業法施行規則} 別記模式第25号の13	
6	委任状 (行政書士等による代理申請の場合)(原本)	⑥については建設業法等には、様式が指定されていません。 任意の様式で提出して下さい。
Ø	審查手数料印紙貼付書	⑦については、経営事項審査申請の手引き(資料編)に参考様式があります。
2)	添付書類	
8	工事経歴書(様式第2号)※省略不可 建設業法施行規則 別記様式第2号	記入例 P16~18
3)	確認書類	
必要書類は経営規模等評価申請・総合評定値請求にかかるチェックリストを参照して下さい。		

https://www.kkr.mlit.go.jp/kensei/kensetsu/daizinkyoka sinsa/daizinkyoka sinsa2.html

3. 申請にあたっての留意事項

【1】提出部数

[1] 申請書等

正本:1部

[2]添付書類1部

[3] 確認書類 1部

※審査中、問い合わせをさせていただくことがありますので、<u>控え</u>を保管して下さい。

『確認書類』は返却いたしません。 原本の提出が必要な書類以外は、 必ず写し(コピー等)を提出して 下さい。

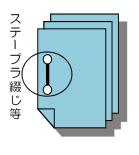
・確認書類については、経営事項審査結果通知書の発行日翌日から1ヶ月を経過した日以後に、近畿地方整備局において「溶解処理」致します。

【2】綴じ方

・申請書等・添付書類(①~⑧) は左側をステープラー (ホッチキス)・綴りひも等で順番に綴じて下さい。 <u>※確認書類のうち「継続雇用者名簿」「1級監理受講者名簿」「経理処理の適正を確認した旨の書類」「建設業経理</u> 士等名簿」「建設機械保有状況一覧表」を提出される場合 は、【申請書等・添付書類類】末尾に一緒に綴じこんで下 さい。

・確認書類は、項目ごとに順番にとりまとめて、<mark>封筒・袋等</mark>に入れて下さい。

袋等の表に「経営規模等評価申請・総合評定値請求にかかる チェックリスト」を該当する項目をチェックした上で添付して 下さい。





【申請書等・添付書類】

【確認書類】